

助成を受けられるか、確認したい方へ
まずは、こちらをご確認ください

【目次】

- 不妊治療の内容
- 助成対象者の条件



不妊治療の内容



1

□ 生殖補助医療を受けていますか？

2

不妊治療は、「一般不妊治療」と「生殖補助医療」に分けられます。

本助成は、「**生殖補助医療**」と併用し行った「**先進医療**」を対象としています。

3

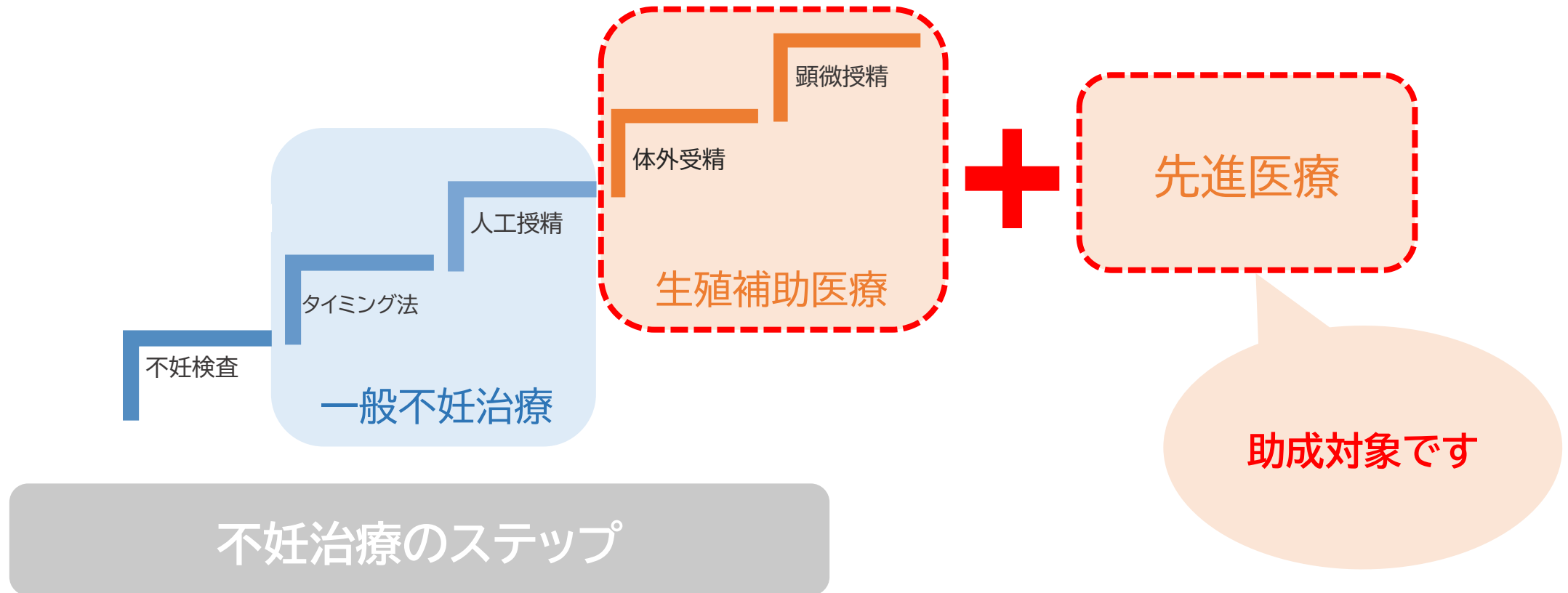
不妊治療そのものの費用は対象ではありません。

4

5

6

7



1

□ 先進医療を受けていますか？

2

先進医療の治療内容は、厚生労働省で定められています。

最新の情報は、**「厚生労働省 先進医療の各技術の概要」**

3

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan03.html>) をご確認ください。

(治療内容は、随時更新されますのでご自身でご確認ください。適応症に「不妊症」と記載がある治療が本助成の対象です。)

4

助成対象となる先進医療 ※令和8年9月1日現在

5

・子宮内膜刺激術(SEET)

・タイムラプス撮像法

・子宮内膜擦過術

・ヒアルロン酸 精子選択術(PICSI)

・強拡大顕微鏡 精子選択術(IMSI)

・二段階胚移植術

6

・子宮内膜受容能検査1(ERA)

・子宮内膜受容能検査2(ERPeak)

・膜構造 精子選択術

7

・子宮内細菌叢検査1(EMMA)

・子宮内細菌叢検査2(フローラ)

・着床前胚異数性検査2

1

□ 厚生労働省に届出を行っている医療機関で先進医療を受けていますか？

2

先進医療を実施できる医療機関は、

3

「厚生労働省 先進医療を実施している医療機関の一覧」にて公表されています。

※実施医療機関は更新されますので、ご自身でご確認ください。

4

先進医療 実施医療機関

5

「厚生労働省 先進医療を実施している医療機関の一覧」で検索

6

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan02.html>

7

1

□ 不妊治療を保険適用で受けていますか？

保険適用で不妊治療を行っていることが前提条件となります。

保険適用外(全額自己負担)で行っている不妊治療と併用した先進医療は対象外です。



一連の治療を保険適用で行っている場合、対象

治療計画

採卵準備・採卵

先進医療

体外受精
顕微授精

胚移植

妊娠確認
治療中止

保険適用での治療

治療計画

凍結胚移植

先進医療

妊娠確認・治療中止

保険適用での治療



一連の治療を保険適用外で行っている場合、対象外

治療計画

採卵準備・採卵

先進医療

体外受精
顕微授精

胚移植

妊娠確認
治療中止

保険適用外での治療

4

5

6

7

1

□ 令和8年9月1日以降に開始した治療ですか？

2

本助成は令和8年9月1日以降に開始した治療が対象です。

治療開始日は受診等証明書に記載のある治療期間を確認します。

3

一連の治療を令和8年9月1日以降に開始した場合、対象



R8.9.1

4

治療計画

採卵準備・採卵

先進医療

体外受精
顕微授精

胚移植

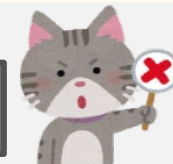
妊娠確認
治療中止

5

6

R8.9.1

一連の治療を令和8年9月1日以前に開始した場合、対象外



7

治療計画

採卵準備・採卵

先進医療

体外受精・顕微授精

胚移植

妊娠確認・治療中止

1

□ 1回の治療を終えていますか？

2

1回の治療とは、治療計画から妊娠確認もしくは治療中止までを言います。

本助成は、1回の治療の間に行った先進医療の費用を合算して申請していただきます。

3



1回の治療の間に行った先進医療を合算して申請

4

1回にまとめて
申請

治療計画

採卵準備・採卵

先進医療

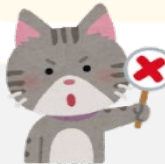
体外受精
顕微授精

先進医療

胚移植

妊娠確認
治療中止

5



先進医療1回ごとの申請ではありません

6

治療計画

採卵準備・採卵

先進医療

体外受精
顕微授精

先進医療

胚移植

妊娠確認
治療中止

7

× 1回ずつ
申請

× 1回ずつ
申請

1

□ 治療終了日から1年以内の申請ですか？

2

本助成の申請期限は、治療が終了した日(＝妊娠確認もしくは治療中止した日)から1年以内となります。

3

例) 治療終了日が令和9年4月1日の場合、申請期限は令和10年3月31日

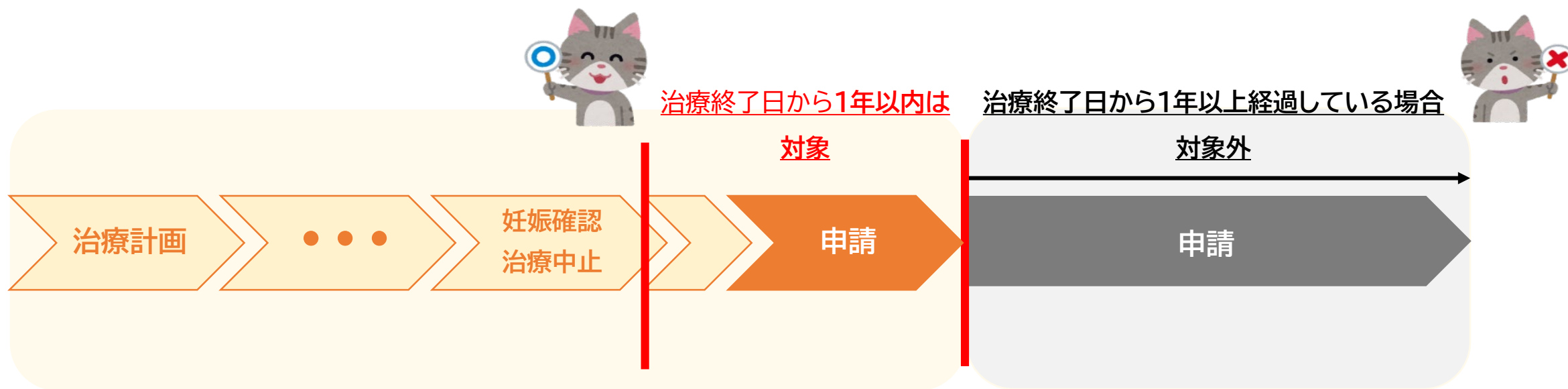
治療終了日は受診等証明書に記載のある治療期間を確認します。

4

5

6

7

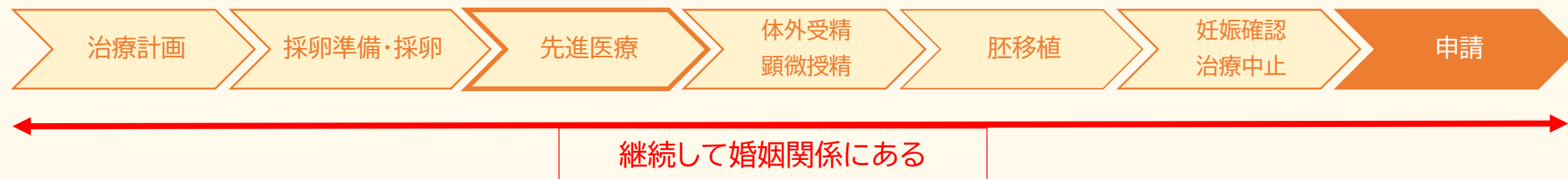


助成対象者の条件



□ 治療開始日から、助成申請日まで婚姻関係にありますか？

治療開始日から助成申請日まで、婚姻関係にある夫婦が対象です。



事実婚の場合

事実婚の場合、原則、同一世帯で、住民票に続柄 夫(未届)、妻(未届)と記載がある場合は対象となります。

その場合は、事実婚申立書・戸籍謄本(夫婦両方)の提出が必要です。



- ☐ 事実婚申立書
- ☐ 戸籍謄本

1

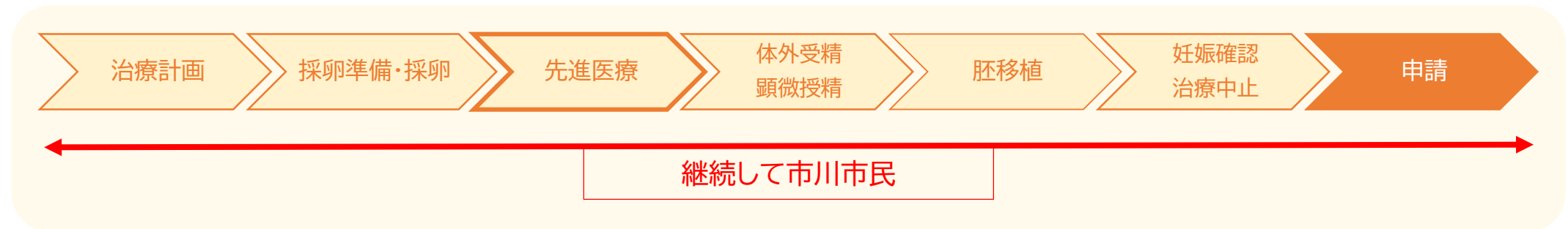
□ 夫婦2人とも、もしくはどちらか1人は、市川市に住民票がありますか？

治療開始日から助成申請日まで引き続き、市川市民であることが条件です。

※「不妊治療費(先進医療)助成事業」市川市公式Webの“市川市に転入もしくは転出される方へ”もご確認ください

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/65124.html>)

2



3

夫婦別世帯の場合

夫婦別世帯の場合は、戸籍謄本の提出が必要となります。



□ 戸籍謄本

4

1

□ 助成回数の制限内でご申請ですか？

助成回数は、妻の年齢が40歳未満の方は6回、40歳以上43歳未満は3回が上限です。

2

40歳未満

助成回数

上限**6回**

3

40歳以上
43歳未満

助成回数

上限**3回**

4

43歳以上

助成対象外

胚移植前に治療を中止した場合

申請のタイミングによって、
助成回数の数え方が変わります。詳しくは、
「不妊治療費(先進医療)助成事業」市川市公式Web
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/65124.html>)
“助成回数及び年齢の条件”をご確認ください。

1

□ 今回申請する先進医療は、過去に他自治体で助成を受けていませんか？

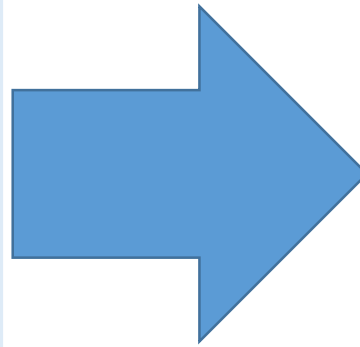
他自治体で助成を受けている場合、本市の助成は対象外です。

2



3

例)
令和8年9月1日～令和8年11月1日の
治療期間に実施した先進医療費用を
A市の助成金で申請した



令和8年9月1日～令和8年11月1日の
治療期間に実施した先進医療費用は、

**市川市では
申請できません**

4